

**改正**

平成31年2月19日告示第5号

平成31年3月20日告示第24号

令和3年7月2日告示第44号

新上五島町インターンシップ補助金交付要綱

新上五島町インターンシップ補助金交付要綱(平成28年新上五島町告示49号)の全部を改正する。

(趣旨)

**第1条** この要綱は、大学、短期大学等の学生（以下「学生」という。）が、在学中に本町の事業所で行う就業体験（以下「インターンシップ」という。）について、事業所及び学生に対し、予算の範囲内において新上五島町インターンシップ補助金を交付するものとし、その交付については、新上五島町補助金等交付規則（平成16年新上五島町規則第39号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所 新上五島町内に設置されている事業所をいう。
- (2) 学生 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専修学校に在籍する学生とする。

(補助対象者等)

**第3条** 補助金交付の対象となる補助対象者、補助対象経費及び補助金額は、別表第1のとおりとする。

(補助対象事業)

**第4条** この補助金の交付の対象となる期間及び事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表2に定めるところとする。

(交付の要件)

**第5条** この補助金の交付要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) インターンシップ終了後3年間、これに関する事業の報告及び調査に協力すること。
- (2) 虚偽の申請があった場合は、交付決定を取り消し、又は補助金の全部若しくは一部の返還

を求めることがあること。

(交付申請及び実績報告)

**第6条** 規則第4条の規定による申請書及び規則第13条の規定による実績報告書は、新上五島町インターンシップ補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)(様式第1号の2)のとおりとし、学生にあつては様式第1号、事業所にあつては様式第1号の2を、補助対象事業が完了した日から起算して14日を経過した日又は当該補助対象事業が完了した日が属する年度の3月31日のいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。

(交付決定及び額の確定)

**第7条** 町長は、前条の規定による書類の提出があつたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、その旨を申請者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

**第8条** 町長は、前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた者に対し、様式第1号又は様式第1号の2により、同条の規定による確定額に基づき、補助金を支払うものとする。

(その他)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

**附 則** (平成31年2月19日告示第5号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

**附 則** (平成31年3月20日告示第24号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、附則中第2項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

**附 則** (令和3年7月2日告示第44号)

この要綱は、告示の日から施行する。

#### 別表第1 (第3条関係)

補助対象者	補助対象経費及び補助金額
インターンシップで学生を受入れた事業所	補助交付対象学生1人につき10,000円とする。

町内でインターンシップを実施した学生	<p>1 交通費 居住地とインターンシップを行う事業所とを往復するために必要な交通機関の使用に要した実費経費</p> <p>2 宿泊費 インターンシップの実施期間(当該期間の初日の前日を含む。)に、インターンシップを行う事業所等の近傍において滞在するために要した実費経費(ただし、食費を除く。)(その金額が1泊につき5,000円を超える場合は、5,000円)</p> <p>3 補助金の上限額 学生1人につき50,000円</p>
--------------------	---

**別表第2 (第4条関係)**

補助金の交付対象期間	インターンシップが開始される日(その前日を含む。ただし、当該開始日が4月1日である場合を除く。)から当該開始日が属する年度の3月31日まで
補助金の交付対象事業	<p>学生が参加するインターンシップで、次に掲げる要件の全てを満たすもの</p> <p>(1) 新上五島町内の事業所等で実施するものであること。</p> <p>(2) 実施期間が実働5日以上であること。</p> <p>(3) インターンシップの実働時間は、1日7時間以内であること(この場合において、休憩時間は実働時間に含むものとする。)</p> <p>(4) 学生に任せる仕事が、島の暮らし、経済、文化の継承等にどのように貢献しているのかなど、島・地域への貢献について、魅力を実感させるプログラムであること。</p> <p>(5) 就業体験のほか、滞在期間を通じて島の暮らしへの理解等を深めていただくため、島民との交流ができる機会を提供させるプログラムであること。</p> <p>(6) 事業所の広報活動(会社説明、職場見学等)のみのプログラムでないこと。</p> <p>(7) 採用選考活動とは一切関係ないことを明確にし、就業体験の提供を目的としたものであること。</p> <p>(8) 労働関係法令を遵守して行われるものであること。</p>

新上五島町長 様

住所  
氏名  
電話番号

新上五島町インターンシップ補助金交付申請書兼実績報告書

標記補助金の交付を受けたいので、下記のとおり交付申請及び実績報告をします。

記

1 申請者

ふりがな			
氏名			
学校名		学部・学科	
連絡先	電話番号		
	メールアドレス		
帰省先住所			
参加した事業	<input type="checkbox"/> 新上五島町学生インターンシップ事業 <input type="checkbox"/> 島おこしインターンシップ「島キャン」		

2 補助対象経費等

① 実際にかかった交通費及び宿泊費の合計額	円
② 補助金額の上限	50,000円
③ 交付申請・実績報告額 (①-②) のいずれか少ない金額	円

(1) 交通費（経路等）

日付	公共交通機関の名称	出発地 (駅名など)	到着地 (駅名など)	金額(円)
月 日				
月 日				

月 日				
合 計				

※記載欄が不足する場合は、適宜追加してください。

(2) 宿泊費

日 付	宿泊施設名	金額 (円)	補助金限度額
月 日～ 月 日			
月 日～ 月 日			
合 計			

※記載欄が不足する場合は、適宜追加してください。

3 誓約事項

- (1) 本事業で補助対象とする経費について、国、県、市町村その他の公的機関等から同趣旨の補助金の交付を別途受けていないこと。
- (2) 事業終了後3年間、事業成果の報告及び事業に関する調査に協力すること。
- (3) 新上五島町暴力団排除条例（平成24年新上五島町条例第25号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

4 個人情報の提供等に関する同意

- (1) 本町が実施したインターンシップ事業、本町が連携して行っているインターンシップを主催している団体の事業において本町が取得した個人情報について、補助金申請の審査のために使用すること。
- (2) 必要がある場合には、インターンシップ受入事業所等に実施したインターンシップの内容等を確認すること。

上記3について誓約するとともに、4に掲げる行為を新上五島町が行うことについて同意します。

\_\_\_\_\_ 年 月 日 申請者（署名）

（※必ず本人が自署してください。）

5 添付書類

- ・大学生等であることを証する書類（学生証等の写しを所定の欄に貼付してください。）

・交通費及び宿泊費を支払ったことを証明できる書類など（任意用紙に貼付してください。）

（例）切符を購入した際の領収書（原本）、降車時に無効印を押した切符、クレジットカードの明細、Suica等ICカード乗車券の利用履歴、宿泊費を支払った際の領収書（原本）、その他移動に要した費用及び移動経路がわかるもの

（ 交通費の領収書等については、書類ごとに移動経路が分かるよう、経由した駅や乗車した列車名等を記入してください ）

学生証等の写し貼付欄

年 月 日

新上五島町長 様

住所

氏名

電話番号

新上五島町インターンシップ補助金請求書

交付申請及び実績報告をした標記補助金について、額の確定があったときは、下記のとおり請求します。

記

請求金額 \_\_\_\_\_ 円 (※補助金の確定額)

補助金振込先 (必ず請求者 (申請者) 本人名義の口座を記入してください。)

金融機関名			
本支店名		預金種別 (いずれかに○)	普通 ・ 当座
(フリガナ)			
口座名義			
口座番号			

※補助金の確定額は、交付申請額と異なる場合があります。

新上五島町長 様

住 所  
事業所名  
代表者名

新上五島町インターンシップ補助金交付申請書兼実績報告書

標記補助金の交付を受けたいので、下記のとおり交付申請及び実績報告をします。

記

1 申請者

事業所名			
代表者氏名			
連絡先	電話番号		
	メールアドレス		
実習内容及び実績			
実習学生氏名	学校名	年 月 日～	年 月 日
	氏名		実動 日
実習期間	学校名	年 月 日～	年 月 日
	氏名		実動 日
実習日数	学校名	年 月 日～	年 月 日
	氏名		実動 日
補助金算出基礎	学生の受入れ人数 ____名×10,000円		
交付申請・実績報告額	円		

3 誓約事項

- (1) 本事業で補助対象とする経費について、国、県、市町村その他の公的機関等から同趣旨の補助金の交付を別途受けていないこと。

- (2) 事業終了後3年間、事業成果の報告及び事業に関する調査に協力すること。
- (3) 新上五島町暴力団排除条例（平成24年新上五島町条例第25号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

#### 4 個人情報の提供等に関する同意

- (1) 本町が実施したインターンシップ事業、本町が連携して行っているインターンシップを主催している団体の事業において本町が取得した個人情報について、補助金申請の審査のために使用すること。
- (2) 必要がある場合には、インターンシップ受入事業所等を実施したインターンシップの内容等を確認すること。

上記3について誓約するとともに、4に掲げる行為を新上五島町が行うことについて同意します。

\_\_\_\_\_年 月 日 申請者（署名）

（※必ず本人が自署してください。）

#### 5 添付書類

- ・実習を行った学生の学生証等の写しを所定の欄に貼付してください。

学生証等の写し貼付欄

年 月 日

新上五島町長 様

住 所

事業所名

代表者名

新上五島町インターンシップ補助金請求書

交付申請及び実績報告をした標記補助金について、額の確定があったときは、下記のとおり請求します。

記

請求金額 \_\_\_\_\_ 円 (※補助金の確定額)

補助金振込先 (必ず請求者(申請者)本人名義の口座を記入してください。)

金融機関名			
本支店名		預金種別 (いずれかに○)	普通 ・ 当座
(フリガナ)			
口座名義			
口座番号			

※補助金の確定額は、交付申請額と異なる場合があります。